**公正採用選考人権啓発推進員について**

ハローワーク長岡

厚生労働省では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、一定規模以上等の事業主に対して「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という）の設置をお願いしています。

【推進員の役割】

事業所内で公正採用選考を実現するために中心となり、選考に関わる方に対して

公正な採用選考の周知・研修・実践を行います。

【設置対象】

新潟労働局では次のいずれかに該当する事業所を設置対象としています。

1. 従業員５０人以上の事業所
2. 規模は問わず、労働者派遣事業又は職業紹介事業の許可や届出を行っている事業所
3. 上記①、②以外で適正な採用選考を実施するため任意で選任する事業所

【選任等の届出】

　　推進員を選任した場合又は推進員の異動があった場合は、速やかに「公正採用選

考人権啓発推進員選任異動報告書」をハローワーク長岡に提出してください。

**公正採用選考人権啓発推進員　　　　　　　報告書**

|  |  |
| --- | --- |
| 推進員氏名 |  |
| 役職名 |  |
| ※  選任・異動年月日 | 平成　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 前任者氏名  （異動の場合のみ記入） |  |

※

選任

異動

公正採用選考人権啓発推進員を上記のとおり　　　　しましたので報告します。

平成　　　年　　　月　　　日

所在地

事業所名

事業主氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話　　　　　（　　　）

常時使用する従業員数　　　　　人

　　　　　　長岡公共職業安定所長　殿

※

　　選任・異動の該当する方に○印を付けてください。

　　（注）１．推進員及び役職が変更になった場合は、改めて提出してください。

　　　　　２．従業員数については、貴事業所における人数を記入してください。

　　　　　　　（貴事業所が支店等の場合は、支店等の人数）